

市川市居宅介護福祉用具購入費支給申請について

■居宅介護（介護予防）福祉用具の購入について

要支援または要介護状態にある方の、日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くすることを目的として、「特定福祉用具」の購入にかかる費用の9割、8割または7割を支給します。

○対象者 …… 購入時に要介護（要支援）認定を受けている方

○助成額 …… 1年間でひとり（4月1日～翌年3月31日の購入）につき、9万円、8万円または7万円

【例】購入金額が10万円の場合は、1割負担の方は1万円、2割負担の方は2万円、3割負担の方は3万円の自己負担額になります。

※ 小数点以下の端数が生じた場合、保険給付額は切り捨て、自己負担額は切上げです。

※ 福祉用具購入にかかった費用の支払方法は、以下の2通りから選べます。

「償還払い」（しょうかんばらい）

利用者が一旦、購入費の全額を販売事業者支払い、後から9割、8割または7割の額の保険給付を受けます。

「委任受領払い」（いにんじゅりょうばらい）

利用者は、購入費の1割、2割または3割を市に登録している福祉用具販売事業者支払い、後から9割、8割または7割の額の保険給付が、登録事業者を支払われます。

■居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の対象品目

(1) 腰掛便座

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの。
- ポータブルトイレ

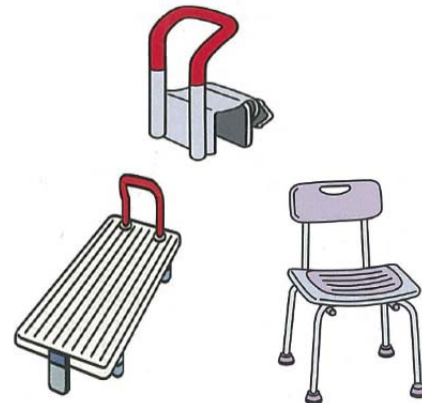


(2) 自動排泄処理装置の交換部品

- 尿又は便が自動的に吸引されるもので、介護を行う人が容易に交換できるもの

(3) 入浴補助用具

- 入浴用いす
- 入浴台
- 浴槽用手すり
- すのこ
- 浴槽内いす
- 浴槽内すのこ
- 入浴用介助ベルト



(4) 簡易浴槽

- 空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの

(5) 移動用リフトのつり具の部分

- 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

※ 都道府県等の指定を受けた事業者から購入した場合にのみ、保険給付の対象です。また、商品によっては、介護給付の対象とならないものがあります。指定の有無や給付対象については、事業者にご直接お問い合わせいただくか、介護福祉課までご確認ください。

■居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請の流れ

1. 福祉用具の購入を希望する方は、ケアマネジャーに相談します（その際、支払方法の希望も伝えます）。ケアマネジャーは、適正な福祉用具選びの相談に乗ります。
ケアマネジャーがいない場合は、福祉用具販売事業者の「福祉用具専門相談員」に相談します。

2. 利用者は、ケアマネジャーから福祉用具の使用について説明を受けたり、福祉用具販売事業者から「特定福祉用具販売計画」の交付を受けて、その内容について説明を受けたことを確認したうえで、販売事業者から福祉用具を購入します。

「償還払い」を選択した場合、利用者は、**福祉用具購入費の全額**を販売事業者に支払います。

「委任受領払い」を選択した場合、利用者は**福祉用具購入費用の1割、2割または3割**を、市川市に登録のある販売事業者（※）に支払います。

3. 福祉用具販売事業者等が、「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」と添付書類を、市川市介護福祉課に提出します。

○ 必要書類（共通）

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 請求書（市川市の定める様式）
- ③ パンフレット（購入品目がわかるもの。コピーも可）
- ④ 領収書（利用者名義。原本を確認しますが、提出はコピーも可）
- その他：償還払いで本人名義以外の口座に振り込む場合・・・「委任状」

○ 必要書類（委任受領払いの場合、上記に加えて必要）

- ① 介護保険福祉用具販売に係る費用額明細書兼確認書
- ② 市川市居宅介護福祉用具購入費等委任受領に係る委任状

※ 福祉用具の購入が複数月にわたる場合は、それぞれの月ごとの申請が必要です。

▼
▼ 審査期間：支給申請から3ヶ月が目安
▼

4. 審査の結果、福祉用具購入費の支給が認められると、「決定通知書」が届きます。
「決定通知書」に記載された振込日に、介護福祉課から支払われます。

「償還払い」を選択した場合、**振込先は利用者（または利用者から委任を受けたご家族）の口座**です。

「委任受領払い」を選択した場合、**振込先は、販売事業者の口座**です。

対象となる用具や、購入できる販売事業者は決められています。ご不明な点がございましたら、必ず、購入前に、担当のケアマネジャー、または介護福祉課までご相談ください。

市川市介護福祉課 資格給付グループ TEL 047-712-8541（直通）